

※提案会派：提案時（令和5年9月）の会派等の名称を記載

大分類	検討項目	提案内容	提案会派	
試行・実施されている運用方法の整理	電子機器の使用	・予算・決算特別委員会等について、電子機器使用の試行実施を本格導入する。 ・本会議について、電子機器の使用を試行実施する。	自民 公明	
		・本会議、委員会等における電子機器の使用を可能にする。	立憲	
		・本会議における電子機器の使用を可能にする。	維新	
	予算・決算特別委員会の発言持時間	・R4年度限りとしていた特別委員会における非交渉会派・無所属議員の年間プール制の運用を整理する。 ・非交渉会派・無所属議員の持ち時間を、本会議同様年間プール制とする。（令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。）	自民	
		・平成17年9月26日の市会運営委員会決定について、実態も踏まえ運用を整理する。	太田 井上	
		・常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。	自民	
本会議における市会説明員の出席のあり方	・5/1～10/31となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。	公明		
中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法	・5/1～10/31となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。	立憲		
省エネルギー対策への市会の対応 ※第8章で協議予定	・地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。（請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出）	立憲		
地方自治法改正への対応	・地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。（請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出）	自民 立憲		
第3章 (議会運営)	会期・通年議会	・本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。	太田 井上	
	議案発送の前倒し	・議案の発送日を早める。	共産	
	本会議における発言時間・方式等	本会議日数	・一般質問及び予算関連質疑を2日以上とする。	立憲
			・一般質問の日数を増やす。	維新
			・一般質問を個人質問とし、3日以上とする。	共産
			・議案関連質疑を3日間とする。	共産
			・本会議の日数を増やす。 ・議員一人当たりの質問時間を拡大する。	太田 井上
	発言持時間（会派基礎時間）	・予算代表質疑及び予算関連質疑の時間を、会派基礎時間（20分程度）＋所属人数とし、少数会派の発言時間を保障する。 ・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。	共産	
		・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。	太田 井上	
	質疑・質問方式	・一問一答方式を選択できるようにする。	立憲 共産	
		・一般質問に一問一答方式を導入する。	維新	
		・一問一答方式を導入する。（選択制も検討）	民主	
・質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。		太田 井上		
再質問における自席発言	・再質問は自席でマイク等を用いて発言する。	民主		
議場内のスクリーン・モニターの活用	・本会議場正面のスクリーン及び左右のモニターについて、採決時以外の活用を検討する。（残時間の表示等） ・傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。（議員席側もモニターに映す等）	民主		

大分類	検討項目	提案内容	提案 会派	
第3章 (議会運営)	常任・特別委員会	・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。	太田 井上	
		・恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。	民主	
		・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。	太田 井上	
		・特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。	太田 井上	
	議会のオンライン開催・出席	・公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由による場合は本会議・委員会等へオンラインでの出席を可能とする。	立憲	
		・育児や介護等制約がある際の委員会におけるオンライン出席を可能にする。	維新	
		・常任、特別、運営委員会におけるオンライン開催・出席を検討し、本会議への対象範囲の拡大を検討する。	民主	
	議員間討議	・委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にする。	立憲	
		・特別委員会における委員間討議を活発化する。	民主	
	少数会派の委員会における発言機会	・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。	共産	
	請願者・陳情者の意見陳述	・請願・陳情提出者の意見陳述を認める。	共産 太田 井上	
	陳情の取扱い	・付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。	共産	
	陳情の委員会付託	・全ての陳情を委員会付託とする。	太田 井上	
市会運営委員会理事会の議事録作成	・市会運営委員会理事会の議事録を作成する。	太田 井上		
交渉会派制度のあり方	・交渉会派制度のあり方を見直す。	太田 井上		
議場への飲料の持ち込み	・本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。	立憲		
第4章 (市民と議会)	傍聴環境	・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を作成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。	太田 井上	
		週末・夜間議会の開催	・週末及び夜間議会を開催する。	太田 井上
		市民報告会・対話集会の開催	・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。	太田 井上
		市会HPの改善	・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。	太田 井上
		録画中継における字幕放映	・録画放映について、字幕を採用する。	維新
	市会の広報・広聴のあり方	・視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。	自民	

大分類	検討項目	提案内容	提案会派
第4章 (市民と議会)	議会活動の広報	・アトリウムモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。	民主
	市会広報における非交渉会派・無所属議員の参加機会	・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。	太田井上
	YouTubeでの市会中継・録画配信	・YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。	太田井上
	委員会資料のネット中継開始前の公開	・インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。	太田井上
	請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載	・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。	太田井上
第7章 (議会の体制整備)	ペーパーレス化の推進	・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。	民主
	区づくり推進横浜市議員会議	・区づくり推進横浜市議員会議(以下「区づくり」という)を傍聴やウェブサイトで公開する。	民主
		・区づくりを特別委員会等の枠組みで設置する。 ・区づくりを傍聴とネット中継の対象とする。	太田井上
	市会と大学等の連携強化	・市内にある28の大学の大学生や、市立高校生のインターンシップを受け入れる。	自民
	学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査	・学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。 ・世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1回程度開催する。	立憲
	海外視察・行政視察	・海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する。 ・現行の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止する。	共産
・行政視察の会計報告もHPなどで公開する。		共産	
・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。		太田井上	
第8章 (政治倫理等)	議員き章(略章)	・略章については、4年ごとの全員配付ではなく希望者のみに配付とする。 ・略章について、マグネット型等(希望者のみ)を作成する。	自民
	議員定数の削減	・議員定数86人をさらに削減する。	維新
	費用弁償	・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。 ・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。	公明 維新
		・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。	共産
	議員報酬の削減	・議員歳費の2割削減を進める。	維新
	議員報酬と政務活動費の削減に向けた検討	・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。	共産
	政務活動費のあり方	①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。 ②食糧費を原則廃止する。 ③タクシー利用と駐車場(コインパーキング等)利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限定する。 ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。 ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。 ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書(写し)、調査委託など各種契約書(写し)、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。	共産

会期・通年議会等

①会期・通年議会

1 提案内容 [提案会派]

- 本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 令和5年度における会期の日数は、合計137日間（臨時会を含まない）。
 - ・ 令和5年第2回市会定例会：5月17日～6月1日（16日間）
 - ・ 令和5年第3回市会定例会：9月7日～10月19日（43日間）
 - ・ 令和5年第4回市会定例会：11月30日～12月20日（21日間）
 - ・ 令和6年第1回市会定例会：1月30日～3月26日（57日間）
- 閉会中も、常任・特別委員会や市会運営委員会・同理事会における活動等が行われている。

②議案発送の前倒し

1 提案内容 [提案会派]

- 議案の発送日を早める。[共産]

2 現行・前提条件

- 市長提出議案は、上程日の7日前までに議事日程とあわせて配付するのを例としている。
- 人事議案や、委員会における発議に係る審査を経て提出された議員提出議案など、一部の議案は本会議当日席上配付としている。

本会議における発言時間・方式等

①本会議日数

1 提案内容 [提案会派]

- 一般質問及び予算関連質疑を2日以上とする。[立憲]
- 一般質問の日数を増やす。[維新]
- 一般質問を個人質問とし、3日以上とする。[共産]
- 議案関連質疑を3日間とする。[共産]
- 本会議の日数を増やす。議員一人当たりの質問時間を拡大する。[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 議案関連質疑は、議案上程日に1日間実施している。
- 予算代表質疑・予算関連質疑は、予算市会及びこれに準ずる市会において、それぞれ1日間実施している。
- 一般質問は、予算市会及び初市会を除く定例会において、1日間実施している。

②発言持時間（会派基礎時間）

1 提案内容〔提案会派〕

- 予算代表質疑及び予算関連質疑の時間を、会派基礎時間（20分程度）＋所属人数とし、少数会派の発言時間を保障する。〔共産〕
- 会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。〔太田・井上〕

2 現行・前提条件

- 本会議における発言持時間は、本会議1日単位の会派（無所属議員を含む。）持時間制としている。
- 各会派の持時間は、会派所属議員数を基に単純比例配分した時間としている。
- 非交渉会派・無所属議員の発言持時間は、年間持時間制により運用しており、1日の発言時間は、交渉会派の5人の発言持時間（12分）を越えない範囲としている。

③質疑・質問方式

1 提案内容 [提案会派]

- 一問一答方式を選択できるようにする。[立憲] [共産]
- 一般質問に一問一答方式を導入する。[維新]
- 一問一答方式を導入する。(選択制も検討) [民主]
- 質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。[太田・井上]

2 現行・前提条件

- 本会議では一括質問・一括答弁方式としている。また、質疑・質問は、同一議員につき2回までとしている。

④再質問における自席発言

1 提案内容 [提案会派]

- 再質問は自席でマイク等を用いて発言する。[民主]

2 現行・前提条件

- 本会議における発言は、議長の許可を得た後、演壇で行うこととしており、再質問も同様である。

議場内のスクリーン・モニターの活用

1 提案内容 [提案会派]

- 本会議場正面のスクリーン及び左右のモニターについて、採決時以外の活用を検討する。(残時間の表示等) [民主]
- 傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。(議員席側もモニターに映す等) [民主]

2 現行・前提条件

- 議場正面のスクリーン及び左右のモニターには、電子採決の際に、議案等の名称や投票結果等を表示している。
- 傍聴席のモニターには、インターネット中継映像及びA Iによる音声認識システムを活用して自動で文字起こしした発言内容 (A I文字起こし) を表示している。

【平成30年9月10日 市会運営委員会決定】

【令和3年2月1日 市会運営委員会決定】

議長諮問事項に関する協議結果

■ 第 3 章 議会運営

項 目	協議結果(令和 6 年 9 月 9 日運営理事会)
(1) 会期・通年議会等	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の会期や議案発送の日程を見直すこととし、通年議会の導入や議案発送の前倒しについて今後検討すること。
(2) 本会議における発言時間・方式等	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の発言時間・方式等を見直すこととし、詳細について今後検討すること。
(3) 議場内のスクリーン・モニターの活用	<p>(多数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行どおりとすること。 <p>(少数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議場内のスクリーン及びモニターに、議員席の様子を表示すること。